

基準降雨量の見直しについて

滋賀県（余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曾川ダム、青土ダム、姉川ダム、野洲川ダム、蔵王ダム）において、基準降雨量の見直しを検討しております。
事前放流ガイドライン（令和3年7月）によると、基準降雨量は「当該ダム下流の河川における現況の流下能力に相当する規模の洪水を設定し算定することを基本」とし、「必要に応じて見直しを行うもの」と明記されています。

このたび、滋賀県において河川測量が行われ、流下能力が精査されたことを受け基準降雨量の見直しが行われました。見直した結果、いずれのダムでもより安全に運用できる基準降雨量となり、関係機関（近畿農政局、関係市町、土地改良区など）に協議も行われすべて同意を得られたところです。

淀川水系ダム洪水調節機能協議会の規約第5条では「協議会の実施事項」の一つとして、『事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議』が定められているため、淀川水系治水協定に定められた滋賀県（余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曾川ダム、青土ダム、姉川ダム、野洲川ダム、蔵王ダム）における基準降雨量の変更について協議を行うものです。

本来であれば、淀川水系ダム洪水調節機能協議会を開催して、協議を進めるところですが、早期の基準変更が治水上有利であることから、書面会議にて変更内容を協議するものです。

なお、令和6年度に開催する次回の協議会で、今回の書面での協議内容を改めて滋賀県から説明していただく予定です。

基準降雨量等の新旧対照表

ダム名	洪水調節容量 (万 m^3)	洪水調節可能容量 (万 m^3)	基準降雨量 (mm)		備 考
			旧	新	
余呉湖ダム	200	440	251	165	
日野川ダム	92	30	592	377	
石田川ダム	187	127	285	260	
宇曾川ダム	235	25	545	512	
青土ダム	410	250	654	538	
姉川ダム	470	180	815	431.9	
野洲川ダム	0	656	654	538	青土ダムと同じ
蔵王ダム	0	213	592	377	日野川ダムと同じ